

インフルエンザの出席停止の日数の数え方

平成26年1月

原則 学校保健安全法施行規則第19条で、「発症した後5日を経過し、かつ、
解熱した後2日を経過するまで」出席停止と定められています。
発熱等の症状が出た日を発症日とし、その翌日を1日目とします。

×…登校不可 ○…登校可能

| | 発症日 | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 | 6日目 | 7日目 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 発熱が1日だけ | 発症 | 解熱 | × | × | × | × | ○ | ○ |
| 発熱が2日 | 発症 | 発熱 | 解熱 | × | × | × | ○ | ○ |
| 発熱が3日 | 発症 | 発熱 | 発熱 | 解熱 | × | × | ○ | ○ |
| 発熱が4日 | 発症 | 発熱 | 発熱 | 発熱 | 解熱 | × | × | ○ |

※1

※2

- ※1 解熱後2日経っていても、発症後5日経過するまでは出席停止です。
 ※2 発症後5日経過していても、解熱後2日経過するまでは出席停止です。

抗インフルエンザ薬の効果で熱が下がっても、インフルエンザウイルスの感染力はしばらく残っています。また、インフルエンザは、いったん熱が下がっても、再び発熱する場合があります。インフルエンザと診断されたら、出席停止期間を守り、インフルエンザの蔓延防止に努めましょう。

また、インフルエンザなどの流行に関する情報に注意されるとともに、以下のことについてご留意いただき、インフルエンザに対しての適切な対応をお願いいたします

- 1 登校前に、検温を含む健康観察をしていただき、発熱症状・咳・のどの痛み等の体調不良がある場合は、無理をせず、病院での受診をお願いします。
- 2 ていねいな手洗い、うがいの励行をお願いします。
- 3 十分な栄養と睡眠及び休養をとるようにしてください。
- 4 室内の換気に努めてください。
- 5 不要な外出や人ごみを避けるようにしてください。
- 6 必要に応じて、マスクの着用をしてください。
- 7 咳エチケットを心がけるようにしてください。
- 8 感染防止のため、学級閉鎖および臨時休業等をする場合は、自宅で過ごしていただくようになります。自宅での過ごし方についてご家族で十分話し合っておいてください。
また、学校との連絡がいつでもとれるようにしておいてください。